

## 厳禁! 8つの安全阻害行為

安全で快適な空の旅のために、機内での安全阻害行為を防止する法律が施行されています。禁止命令の対象は以下8つの行為です。従わない場合は50万円以下の罰金が科せられることがあります。



●化粧室内で喫煙する

●離着陸時に座席の背やテーブルなどを所定の位置に戻さない



●手荷物を脱出の妨げとなる場所に放置する



●指示に従わず座席ベルトを装着しない



●乗降口の扉などをみだりに操作する



●使用が禁じられた、電波を発する電子機器を使用する

●乗務員の業務を妨げる



●非常用機器をみだりに使用する

### 機内持ち込み制限品

カッター、ハサミなど刃物類  
武器類似品 (バット、ハンマー、多機能ナイフ、モデルガン) など

100mlを超える液体

(シャンプー、ヘアークリーム、歯磨き粉、缶詰)  
※100ml以下の容器に入れ、容量が1リットル以下のジッパー付き透明袋に入れた場合は機内持ち込み可能

国際線のみ

### 輸送禁止品

引火性液体 (オイルタンク式ライター・ペイント類)  
高圧ガス (ライター用補充ガス・スプレー缶・キャンプ用ガス)  
毒物類 (殺虫剤・農薬) 火薬類 (花火・クラッカー)  
酸化性物質 (小型酸素発生器・漂白剤) 腐食性物質 (液体バッテリー・水銀)  
可燃性物質 (徳用マッチ・炭) 放射性物質